

第2	危険物施設の区分
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第2条

法第10条の貯蔵所は、次のとおり区分する。

一 屋内貯蔵所

屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

二 屋外タンク貯蔵所

屋外にあるタンク（第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

三 屋内タンク貯蔵所

屋内にあるタンク（次号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

四 地下タンク貯蔵所

盤面下に埋没されているタンク（危政令第2条第5号に掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

五 簡易タンク貯蔵所

簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

六 移動タンク貯蔵所

車両（被牽引自動車にあつては、前車軸を有しないものであつて、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

七 屋外貯蔵所

屋外の場所において第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

○ 危政令第3条

法第10条の取扱所は、次のとおり区分する。

一 給油取扱所

専ら給油設備によって給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所及び給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱うほか、次に掲げる作業

を行う取扱所

イ 給油設備からガソリンを容器に詰め替え、又は軽油を車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する作業

ロ 固定した注油設備から灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する作業

## 二 販売取扱所

店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で次に掲げるもの

イ 第1種販売取扱所

指定数量の倍数が15以下のもの

ロ 第2種販売取扱所

指定数量の倍数が15を超え40以下のもの

## 三 移送取扱所

配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）

## 四 一般取扱所

前3号に掲げる取扱所以外の取扱所

### 留意事項

○ 給油取扱所（危政令第3条第1号）関係

1 「自動車等」には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。なお、危規則第28条の2の4の規定により、顧客に自ら給油させる給油取扱所において、顧客が自ら給油できるのは自動車及び原動機付自転車のみである。（令和5年3月24日消防危第63号「問1自動車等について」）

2 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の規格に適合し、販売されてい

る ETBE（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）を含有したガソリンについては、第4類第1石油類（消防法別表第1備考第12号のガソリン）に該当するものであること。（平成20年3月24日消防危第45号「ETBEを含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について」）

- 固定給油設備等を設けた簡易タンクの区分について（昭和37年4月6日自消丙予発第44号「質疑」）
  - 1 貯蔵を主な目的とする場合は、簡易タンク貯蔵所として規制する。この場合、貯蔵に伴う行為として、1日の取り扱い数量が指定数量未満に限り給油業務又は詰替え業務を行うことができる。
  - 2 給油を主な目的とする場合は、給油取扱所として規制する。なお、1日の給油量が指定数量未満であっても、簡易タンクに収納しうる危険物の数量が指定数量以上である場合は、給油取扱所として規制する。
  - 3 詰替え又は小分け販売等を主な目的とする場合は、一般取扱所として規制する。なお、1日の取り扱い数量が指定数量未満であっても、簡易タンクに収納しうる危険物の数量が指定数量以上である場合は、一般取扱所として規制する。

